（工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯に関する定め）

本契約に係る建設業法第19条第1項第4号に定める工事を施工しない日及び工事をしない時間帯について次のように定める。

工事を施工しない日：

工事を施工しない時間帯：